

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の宿泊施設、飲食店、交通事業者等（以下「施設運営者等」という。）が、新型コロナウイルス感染症流行後における日本を訪れる外国人旅行者（以下「インバウンド」という。）の需要増を図るため実施する多言語対応等の各種取組を支援するため、予算の範囲内で石巻市インバウンド対応力強化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人等 会社法人のうち大企業（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）を除く中小企業及びその他の法人をいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第21項各号に掲げる法人は除く。
- (2) 個人事業者 中小法人等を設立せずに個人で事業を営んでいる者をいう。
- (3) 宿泊施設 石巻市内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行っている民間の宿泊施設をいう。
- (4) 飲食店 石巻市内において食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている店舗をいう。
- (5) 体験型コンテンツ提供施設 石巻市内において、既に旅行者等を対象とした体験型コンテンツの提供を自ら行っている施設をいう。
- (6) 交通事業者等 石巻市内において道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む観光バス事業者及び同条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営むタクシー事業者並びに海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業並びに同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業を営む海上タクシー及び観光船事業者をいう。
- (7) 観光関連事業者等 前各号に規定する4者以上の施設運営者等並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人及び財団法人等で構成されるグループ又は団体をいう。
- (8) 車両 前号に規定する観光バス事業者又はタクシー事業者が事業に用いる車両であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める道路運送車両の検査等及び自動車の登録を受けて、自動車検査証の交付を受けた車両をいう。

(9) 船舶 第6号に規定する観光船事業者が事業に用いる船舶のことという。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、中小法人等又は個人事業者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 前条第3号から第5号までに定める施設等を運営する者

(2) 前条第6号に定める交通事業者等

(3) 前条第7号に定める観光関連事業者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、交付対象者としな

(1) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者

(3) 市税等の滞納をしていること（徴収猶予を受けている場合を除く。）。

(4) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号。

（以下「風営法」という。）第2条に規定する事業者

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が取り組む別表第1に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税は含まないものとする。

以下「補助対象経費」という。）は、別表第2の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

ただし、別表第2の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助対象経費としな

いものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付申請書（様式第1号）その他別表第4に定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、前項の規定により提出を受けた

書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を調査及び審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金

交付可否決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 補助金の額に変更がなく、区分相互において20パーセント以内で経費の配分を変更すること。

(2) 事業計画の細部を変更すること。

2 前項の申請書には、当初の申請書に添えた関係書類のうち、変更を必要とするものについてその内容を変更して添えなければならない。

3 市長は、変更申請の内容を審査の上、承認の可否を決定し、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により助成事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 虚偽の申請によって補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項に規定する交付決定を取り消し、又は変更する場合は、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するとともに、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金返還命令書（様式第8号）により適当な期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付可否決定通知又は事業変更承認（不承認）通知を受けた日から10日以内に石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付申請取下げ届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日の翌日から起算して20日を超えない日又は補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業実施報告書（様式第11号）

(2) 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業収支決算書（様式第12号）

- (3) 事業実績を確認できる書類、写真等
- (4) 事業収支決算に係る領収書等支出を証明する書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付額を確定し、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金確定通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(重複受給の禁止)

第15条 国又は他の地方公共団体等が実施する補助金等と併用する場合は、当該補助金の補助対象経費から控除することとする。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類等を整理し、かつ、これらの書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(取得財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増化した財産(以下「取得財産等」という。)について、当該事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第18条 規則第21条に規定する財産の処分の制限を適用する期間は、5年間とする。ただし、市長が特に認める場合は、その期間を短縮することができる。

2 補助事業者が、市長の承認を得ないで前項に規定する期間内に取得財産等を処分し、収入が生じたときは、市長は、補助金の範囲内でその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(検査等)

第19条 市長は、補助事業者に対し補助対象事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について報告を求め、必要に応じて立入検査をすることができる。

2 市長は、補助対象事業の実施中及び補助対象事業の完了後においても、補助事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、当該補助対象事業に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(成果等の公表)

第20条 市長は、補助事業者を公表することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果を公表し、補助事業者はこれに協力しなければならない。

(事業状況報告)

第21条 市長は、補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度終了後、おおむね5年の間、補助事業者に対し必要に応じ事業実施後の状況報告を求めることができる。

2 前項に規定する報告を求められた補助事業者は、石巻市インバウンド対応力強化支援補助事業状況報告書(様式第15号)により市長に報告しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第4条関係)

区分	補助対象事業
宿泊施設	<p>1 多言語対応(施設の案内表示・館内設備の利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレット・セルフチェックイン機の導入等)</p> <p>2 以下の場所で実施する公衆無線LANの設置</p> <p>(1) ロビー</p> <p>(2) 食堂(客が利用する施設に限る。)</p> <p>(3) 宴会場</p> <p>(4) その他多くの客が利用する場所</p> <p>(5) 客室</p> <p>注1 設置箇所数は、一つの宿泊施設につき50か所を限度とする。</p> <p>注2 客室へ設置する場合は、上記(1)から(4)のいずれかにおいても設置すること。ただし、既に設置されている場合を除く。</p> <p>3 クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入</p> <p>4 外国人旅行者の受入対応、ユニバーサル・ツーリズムに係る人材育成(研修会の開催、外部セミナーの受講、接遇マニュアルの作成等)</p> <p>5 災害時における外国人旅行者の受入対応(防災マップの作成、避難誘導訓練の実施等)</p> <p>6 以下の場所で実施する防犯カメラの設置</p> <p>(1) 出入口</p> <p>(2) ロビー</p> <p>(3) 駐車場</p>

	<p>(4) フロント</p> <p>(5) その他多くの客が利用する場所</p> <p>注3 設置箇所数は、一つの宿泊施設につき10か所を限度とする(新設に限る。)</p> <p>注4 犯罪の抑止又は犯罪被害の防止を目的として設置される映像の表示又は記録の機能を有するものであること。ただし、専ら特定の私有財産の保護・管理等の用に供せられるものは除く。</p> <p>注5 補助対象設備の設置目的や運用方法等について、宮城県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づく規約を定めること。</p> <p>7 その他、市長が外国人旅行者の受入対応強化のために必要と認める事業</p>
飲食店	<p>1 多言語対応(店舗の案内表示・店内設備の利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応のタブレット・セルフオーダーシステムの導入等)</p> <p>2 以下の場所を実施する公衆無線LANの設置</p> <p>(1) 客席</p> <p>(2) その他多くの客が利用する場所</p> <p>注 設置箇所数は、一つの店舗につき10か所を限度とする。</p> <p>3 クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入</p> <p>4 外国人旅行者の受入対応、ユニバーサル・ツーリズムに係る人材育成(研修会の開催、外部セミナーの受講、接客マニュアルの作成等)</p> <p>5 災害時における外国人旅行者の受入対応(防災マップの作成、避難誘導訓練の実施等)</p> <p>6 外国人向けグルメサイトへの登録・掲載</p> <p>7 その他市長が外国人旅行者の受入対応強化のために必要と認める事業</p>
体験型コンテンツ提供施設	<p>1 多言語対応(施設の案内表示・施設内設備の利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレットの導入等)</p> <p>2 以下の場所を実施する公衆無線LANの設置</p> <p>(1) コンテンツの体験場所</p> <p>(2) その他多くの客が利用する場所</p> <p>注 設置箇所数は、一つの体験コンテンツ実施場所につき10か所を限度とする。</p> <p>3 クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入</p> <p>4 外国人旅行者の受入対応、ユニバーサル・ツーリズムに係る人材育成(研修会の開催、外部セミナーの受講、接客マニュアルの作成等)</p>

	<p>5 災害時における外国人旅行者の受入対応（防災マップの作成、避難誘導訓練の実施等）</p> <p>6 その他市長が外国人旅行者の受入対応強化のために必要と認める事業</p>
交通事業者等	<p>1 多言語対応（車両、船舶設備の利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレットの導入等）</p> <p>2 車両、船舶への公衆無線LANの設置 注 設置箇所数は、1車両（船舶）につき1か所を限度とする。</p> <p>3 クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入</p> <p>4 外国人旅行者の受入対応、ユニバーサル・ツーリズムに係る人材育成（研修会の開催、外部セミナーの受講、接遇マニュアルの作成等）</p> <p>5 災害時における外国人旅行者の受入対応（避難誘導訓練の実施等）</p> <p>6 その他市長が外国人旅行者の受入対応強化のために必要と認める事業</p>
観光関連事業者等	<p>1 多言語対応（案内表示・利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレットの導入等）</p> <p>2 外国人旅行者の受入対応、ユニバーサル・ツーリズムに係る人材育成（研修会の開催、接遇マニュアルの作成等）</p> <p>3 災害時における外国人旅行者の受入対応（防災マップの作成、防災訓練の実施等）</p> <p>4 その他市長が外国人旅行者の受入対応強化のために必要と認める事業 注 団体、グループとして共通した取組を対象とし、各施設等における個々の取組は除く。</p>

備考

- 1 各区分における補助対象事業について、当該事業実施に係るコンサルティングに係る経費も補助対象とする。ただし、コンサルティングのみ実施する場合は、補助対象事業としない。
- 2 ユニバーサル・ツーリズムに係る人材育成を実施する際は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定める差別的取扱の禁止及び合理的配慮に関する理解を促進する内容を含むこと。
- 3 「災害」とは、観光庁が作成した「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」に定める災害をいう。

別表第2（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助対象外経費
宿泊施設 ・飲食店	<p>(1) 施設整備費</p> <p>(2) 備品購入費</p>	<p>(1) 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、</p>

・体験型 コンテンツ 提供施設	(3) 設置工事費 (4) 制作費 (5) 印刷製本費 (6) 翻訳費 (7) 機器購入費 (8) 謝金 (9) 会場費 (10) 委託費等	水道光熱費、振込手数料、交通費、送料等) (2) 設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る経費 (3) 一定期間使用を継続できない消耗品の購入等経費 (4) 施設の運営に係る経費 (5) 直接人件費 (6) リース・レンタルによる設置機器に係る経費 (7) 交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 (8) 見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費 (9) 交付申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費 (10) 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費 (11) 他の取引と相殺して支払が行われている経費 (12) 補助事業に係るものとして、明確に区分できない経費 (13) 補助事業に関係のない物品購入などの経費 (14) 中古品の購入経費 (15) 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費 (16) その他市長が適切ではないと判断する経費
交通事業者等	(1) 車両（船舶）整備費 (2) 備品購入費 (3) 設置工事費 (4) 制作費 (5) 印刷製本費 (6) 翻訳費 (7) 機器購入費 (8) 謝金 (9) 会場費 (10) 委託費等	
観光関連事業者等	(1) 備品購入費 (2) 設置工事費 (3) 制作費 (4) 印刷製本費 (5) 翻訳費 (6) 謝金 (7) 会場費 (8) 委託費等 注 国・地方公共団体等からの補助金収入は補助対象経費から控除する。	

備考

1 宿泊施設、飲食店及び体験型コンテンツ提供施設において補助対象経費として公衆無線LANの設置費用を計上する場合、当該機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設に係る経費を含むものとする。

2 国・他の地方公共団体等からの補助金収入は、補助対象経費から控除する。

別表第3（第6条関係）

区分	補助率	補助限度額
宿泊施設	1施設当たりの補助対象経費の3分の2以内	1施設当たり 100万円
飲食店	1店舗当たりの補助対象経費の3分の2以内	1店舗当たり 50万円
体験型コンテンツ提供施設	1施設当たりの補助対象経費の3分の2以内	1施設当たり 50万円
交通事業者等	1営業所当たりの補助対象経費の3分の2以内	1営業所当たり 50万円
観光関連事業者等	1団体・グループ当たりの補助対象経費の3分の2以内	1団体・グループ当たり 50万円

備考

- 1 コンサルティングに係る補助金は、各区分に掲げる補助限度額にかかわらず、補助対象経費の1割を上限とする。
- 2 交通事業者等のうち、法人が事業に取り組む場合は、営業所の数に補助限度額を乗じた額を超えない範囲とする。
- 3 観光関連事業者等について、4者以上の施設運営者等で構成されるグループの場合、構成員の2分の1以上が同一の者である場合は、別グループとして申請があったとしても同一グループとみなす。

別表第4（第7条関係）

提出書類	宿泊施設		飲食店		体験型コンテンツ提供施設		交通事業者等		観光関連事業者等	
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	グループ [°]	団体
1 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付申請書 (様式第1号)	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
2 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業計画書 (様式第2号) ※1	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
3 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業予算明細書 (様式第3号)	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
4 納税証明書【原本】法人市民税	要		要		要		要			
5 納税証明書【原本】市県民税及び国民健康保険税		要		要		要		要		
6 補助事業内容が確認できる書類（仕様書、整備前後の図面、 工程表、設備の設置・運用方法を定めた規約等）※2	要	要	要	要	要	要	要	要		
7 経費の積算明細書又は見積書内訳	要	要	要	要	要	要	要	要		
8 旅館営業許可書【宿泊施設のみ】 ※3 ※4	要	要								
9 飲食店営業又は喫茶店営業の許可書【飲食店のみ】※4			要	要						
10 営業に係る許認可等を証明する書類【体験型コンテンツ提供施設のみ】※4					要	要				
11 一般乗合旅客自動車運送事業許可又は一般貸切旅客自動車運送事業許可を証明する書類（写）【交通事業者等】 旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業の許可を証明する書類（写）【交通事業者等】※5							要	要		
12 自動車検査証（船舶検査証）など、現に使用している車両（船舶）であることがわかる書類【交通事業者等】 （「使用の本拠の位置」が石巻市内であること。）※6							要	要		

13	定款（様式第2号に添付）										要
14	団体・グループの概要（様式第1号付表1）									要	要
15	組合員名簿										要
16	グループ構成員名簿（様式第1号付表2）									要	
17	グループ構成員の委任状（様式第1号付表3）									要	
18	納税証明書【原本】法人市民税、市県民税及び国民健康保険税									要	要
19	補助事業内容が確認できる書類（仕様書、工程表等）									要	要
20	経費の積算明細書又は見積書内訳									要	要
21	営業に係る許認可等を証明する書類									要	
22	その他必要に応じて提出を求めるもの ※7	必要に応じて									

※1 公衆無線LAN設置事業、防犯カメラ設置事業は、様式第2号付表を提出のこと。

※2 公衆無線LAN設置事業を行う宿泊施設において客室のみに設置する場合は、公共スペースの公衆無線LAN環境が整備されていることが確認できる書類又は写真も併せて提出すること。

※3 管轄保健所が発行した営業の種別が記載されているもの。

※4 補助金申請後に許可を受ける予定のものについては、許可申請書（写し）を提出すること。ただし、実績報告時までに許可書を提出すること。

※5 営業所の名称及び住所が確認できるもの。許可書でこれが難しい場合は、收受印のある許可申請書も添付すること。

※6 特定車両へ導入・設置する事業の場合は、該当車両分全てを提出すること。

※7 交付対象者が補助金交付対象施設等の所有者ではない場合、改修等について所有者の許可を得ていることが確認できる書類を添付すること。

様式第1号（第7条、別表第4関係）

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者住所（法人の場合本店所在地）

団体・グループ名（団体・グループの場合記載）

氏名（法人の場合は商号又は名称及び代表者、団体・
グループの場合は、代表企業名及び代表氏名）

㊞

施設等所在地（複数の場合は別紙に記載）

施設等名称（複数の場合は別紙に記載）

下記のとおり石巻市インバウンド対応力強化支援補助金の交付を受けたいので、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 申請者の区分
 - 1 宿泊施設
 - 2 飲食店
 - 3 体験型コンテンツ提供施設
 - 4 交通事業者等
 - 5 観光関連事業者等
- 3 補助事業の内容等 別紙のとおり
- 4 観光関連事業者等でグループの場合その概要（構成員名簿を含む）等 別紙のとおり

5 誓約事項（申請に当たっては全ての事項を確認し、同意欄にチェックが必要です。）

同意 チェック欄	私は、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。
<input type="checkbox"/>	
<p>1 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金申請書の内容を確認しており、補助金の申請に関し、全ての申請要件を満たしています。</p> <p>2 石巻市補助金等の交付に関する規則及び石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱の内容に従うことについて同意します。</p> <p>3 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第10条の規定により、交付決定の取消しや補助金の返還等に応じます。</p> <p>4 納付日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき石巻市補助金等の交付に関する規則第19条の規定による延滞金を納付することに応じます。</p> <p>5 石巻市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。</p> <p>6 申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名や対象施設名などの情報が公表されることに同意します。</p> <p>7 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。</p> <p>8 風営法第2条に規定する事業者には該当せず、かつ、将来にわたって該当しません。</p> <p>9 申請書類及び添付書類の内容について、石巻市が行政機関や警察等に確認等を行うとともに、他の行政機関や警察等が補助金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。</p> <p>10 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、補助金の交付申請に当たりそれを証明する書類を添付しています。</p> <p>11 市税の滞納をしていないことを確認するため、私（当社）の市税の納付状況について、調査することに同意します。</p>	

6 関係書類

- (1) 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業予算明細書（様式第3号）
- (3) 市税等を完納していることを証明できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

注 「2 申請者の区分」は該当の区分番号を「○」で囲むこと。

様式第1号付表2（第1号様式に添付／観光関連事業者等 グループ用）

グループ構成員名簿

法人名 又は氏名	役職及び 代表者名	住 所 電話番号	業 種	常 用 従業員数
				人
				人
				人
				人
				人

様式第1号付表3（第1号様式に添付／観光関連事業者等 グループ用）

委 任 状

住 所
法 人 名
代表者氏名

上記の者を本グループの補助金申請業務及び経理業務を行う事務局責任者と定め、下記の権限を委任します。

1 グループの補助金申請業務及び経理業務についての一切の事項

年 月 日

住 所
グループ名

住 所
法 人 名
代表者氏名 ⑩

住 所
法 人 名
代表者氏名 ⑩

住 所
法 人 名
代表者氏名 ⑩

住 所
法 人 名
代表者氏名 ⑩

※ 5つ以上の構成員がいる場合には、別紙等にて追加してください。

様式第2号（第7条、別表第4関係）

※複数の施設等を申請する場合は、施設等ごとにご提出ください。

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業計画書

1 申請者及び補助対象施設の状況

1	施設等所在地	
2	施設等名称	
3	施設等所有形態	申請者にて 所有 ・ 賃貸
4	建物構造区分 (宿泊事業者のみ)	[] 造 [] 階建
5	施設等規模	客室数 [] ・ 宴会場数 [] ・ 会議室数 [] 席数 [] ・ 店舗面積 [] ・ 所有台数 [] 所有車両（船舶）台数 []
6	来客・利用者数	年 月 [] 人
7	客室稼働率 (宿泊事業者のみ)	年 月 [] %
8	外国人比率	年 月 [] %

※1 6、7、8は直近の月末分を記入してください。

※2 宿泊施設は、1、2、3、4、5、7、8を記入してください。

※3 飲食店、体験型コンテンツ提供施設は、1、2、3、4、5、6、8を記入してください。

※4 交通事業者等は、1、2、3、6、8を記入してください。

※5 観光関連事業者等は、全体に係る6、8を記入してください。

2 外国人旅行者の受入環境に係る事業計画

外国人旅行者の受入環境に係る現状と課題分析	
上記課題への改善策（申請事業含む）と今後の目標	

<p>本補助金を活用して 取り組む事業</p> <p>※5つ以上の事業を 同時に申請する場 合は、行を追加し て記入</p>	1 取組内容：
	【概要】
	2 取組内容：
	【概要】
	3 取組内容：
	【概要】
	4 取組内容：
	【概要】

様式第2号付表1（第1号様式に添付／公衆無線LAN設置事業用）

※複数の施設等を申請する場合は、施設等ごとにご提出ください。

◎ 公衆無線LAN設置に係る事業計画

現在の施設内公衆無線LAN設置状況			
今回申請する公衆無線LAN設置の具体的内容・効果			
既設置機器の有無	1 あり _____ 箇所	2 なし	
今回設置する公衆無線LAN機器の設置場所と設置箇所数 （該当する項目の番号全てに○印を付け、設置箇所数を記入してください。）	設置場所		設置箇所数
	宿泊施設	1 公共スペース ロビー 食堂 宴会場 その他（ ）	(ア) 箇所
		2 客室	(イ) 箇所
	飲食店・体験型コンテンツ提供施設	1 客席・コンテンツ提供場所	(ウ) 箇所
		2 その他（ ）	(エ) 箇所
合計設置箇所数 ^{※1} ((ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + 既設機器移設数 ^{※1})			(オ) 箇所
補助対象となる設置箇所数	宿泊施設／飲食店・体験型コンテンツ提供施設 合計設置箇所数が上限以下の場合 合計設置箇所数 (オ) の箇所数 合計設置箇所数が上限を超える場合 各対象施設の上限数 ※宿泊施設は一つの施設につき上限 50 箇所 ※飲食店・体験型コンテンツ提供施設は一つの店舗につき上限 10 箇所	箇所	
	等 交通事業者 申請車両（船舶）台数×1箇所 ※一つの車両（船舶）につき上限 1 箇所		

※1 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合は、その箇所も設置箇所数に含めてください（交通事業者等を除く。）。

様式第2号付表2（第1号様式に添付／防犯カメラ設置事業用）

※複数の施設等を申請する場合は、施設等ごとにご提出ください。

◎ 防犯カメラ設置に係る事業計画

現在の防犯カメラの設置状況		
今回申請する防犯カメラ設置の具体的内容・効果		
防犯カメラの設置場所と設置箇所数 〔設置場所を具体的に記入するとともに、設置箇所数を記入してください。〕	設置場所	設置箇所数
		か所
		か所
		か所
		か所
		か所
	合計設置箇所数	(ア) か所
補助対象となる設置箇所数	<p>合計設置箇所数が上限以下の場合 合計設置箇所数 (ア) の箇所数</p> <p>合計設置箇所数が上限を超える場合 各対象施設の上限数</p> <p>※上限数は一つの施設につき 10 か所</p>	か所

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業予算明細書

経費区分	事業に要する経費	補助対象経費	摘 要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計額	円	円	
補助対象経費の2/3 ※千円未満の端数は切り捨て		交付申請額	円

備 考

- 「経費区分」については、第5条別表第2に補助対象経費として掲げる項目を記載すること。
- 摘要欄には、経費区分ごとの積算を明記すること。ただし、別葉として、物品名、仕様、数量、単価等が確認できる見積書又は明細書等を添付しても構わない。
- 国、地方公共団体等からの補助金収入は、補助対象経費から控除すること。
- 「事業に要する経費」及び「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入すること。

様式第4号（第8条関係）

石巻市（ ）指令第 号

（申請者氏名） 殿

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市インバウンド対応力強化支援補助金については、交付する（交付しない）ことと決定しましたので、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

なお、決定の内容及び交付の条件に不服がある場合は、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付申請取下げ届出書（様式第9号）により、申請を取り下げることができます。

年 月 日

石巻市長



記

- 1 補助事業の名称 石巻市インバウンド対応力強化支援事業
- 2 交付の可否 可 ・ 否
- 3 交付しない場合の理由
- 4 補助金交付決定額 金 円
- 5 交付の条件
 - (1) 補助事業の内容は、補助金交付申請書に記載されているものとする。
 - (2) 補助事業の計画を変更又は中止するときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内で完了しない場合又は遂行が困難な場合は、市長に対してその理由を速やかに報告し、指示を受けること。
 - (4) 補助事業が完了したときは、事業が完了した日の翌日から起算して20日を超えない日又は助成金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに提出すること。
 - (5) 補助金の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱の定めを遵守すること。

様式第5号（第9条関係）

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業変更・中止承認申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 所在地又は住所
法人名又は団体名
代表者 職氏名 ④

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定のあった石巻市インバウンド対応力強化支援補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

- 4 変更（中止）年月日
- 5 添付書類

様式第6号（第9条関係）

石巻市（ ）指令第 号

（申請者氏名） 殿

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった石巻市インバウンド対応力強化支援補助金については、下記のとおり（承認した・不承認とした）ので、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

- 1 補助事業の名称 石巻市インバウンド対応力強化支援事業
- 2 承認の内容
- 3 不承認の理由

様式第7号（第10条関係）

石巻市（ ）指令第 号

（申請者氏名） 殿

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定した石巻市インバウンド対応力強化支援補助金については、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり既交付決定額の（全部を取消し・一部を取消し・変更）することに決定したので通知します。

年 月 日

石巻市長



記

- 1 補助事業の名称 石巻市インバウンド対応力強化支援事業
- 2 既交付決定額 金 円
- 3 交付決定取消（変更）額 金 円
- 4 取消（変更）の理由

様式第8号（第10条関係）

石巻市（ ）指令第 号

（申請者氏名） 殿

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定した石巻市インバウンド対応力強化支援補助金について、石巻市補助金等の交付に関する規則第18条及び石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により、返還することを命じます。

年 月 日

石巻市長



記

1 交付済額 金 円

2 返還請求額 金 円

3 理由

4 納付期限

5 返還の方法 同封の納付書により返還すること。

6 延滞金について

石巻市補助金等の交付に関する規則第19条の規定により、上記納付期限までに納付しなかったときは、納付期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

様式第9号（第11条関係）

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 所在地又は住所
法人名又は団体名
代表者 職氏名 ㊟

年 月 日付石巻市（ ）指令第 号で交付決定の通知がありました石巻市インバウンド対応力強化支援補助金について、下記のとおり石巻市補助金等の交付に関する規則第9条第1項及び石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第11条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の名称 石巻市インバウンド対応力強化支援事業
- 2 交付決定額
- 3 申請年月日
- 4 取下げの理由

様式第10号（第12条関係）

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金実績報告書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 所在地又は住所
法人名又は団体名
代表者 職氏名 ㊟

年 月 日付石巻市（ ）指令第 号で交付決定の通知がありました
石巻市インバウンド対応力強化支援補助金の実績について、石巻市インバウンド対応力
強化支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の内容

2 添付書類

- (1) 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業実施報告書（様式第11号）
- (2) 石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業収支決算書（様式第12号）
- (3) 事業実績を確認できる書類、写真等
- (4) 補助事業の実施に伴う支出が確認できる書類（領収書の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第12条関係）

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業実施報告書

1 補助事業者

法人名又は氏名	
---------	--

2 事業の実施概要

<p>(1) 実施した事業内容</p> <p>(2) 事業の成果</p> <p>(3) 今後の課題・取組</p>
--

3 添付書類

- (1) 事業実績を確認できる書類、写真等
- (2) 支払いに係る領収書等の写し
- (3) その他本事業に係る関係書類

様式第12号（第12条関係）

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金事業収支決算書

法人名（団体名）又は氏名

1 収入の部

科 目	金 額	摘 要
市補助金	円	
自己資金	円	
その他 ()	円	
合計額	円	

2 支出の部

経費区分	事業に要する経費	補助対象経費	摘 要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計額	円	円	
補助対象経費の2/3 ※千円未満の端数は切り捨て		補助金額	円

備 考

- 1 摘要欄には、経費区分ごとの積算を明記すること。ただし、別葉として、物品名、仕様、数量、単価等が確認できる見積書又は明細書等を添付しても構わない。
- 2 「事業に要する経費」及び「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入すること。

様式第13号（第13条関係）

第 号
年 月 日

（申請者氏名） 殿

石巻市長



石巻市インバウンド対応力強化支援補助金確定通知書

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号をもって交付決定した石巻市
インバウンド対応力強化支援補助金の交付額を金 円に確定したので、
石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第13条の規定により通知します。



様式第14号（第14条関係）

年 月 日

石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付請求書

石巻市長 （あて）

申請者 所在地又は住所
法人名又は団体名
代表者 職氏名 ㊟

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定の通知がありました石巻市インバウンド対応力強化支援補助金について、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称 石巻市インバウンド対応力強化支援事業

2 請求額 金 円

3 支払口座振込依頼

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード							
支店名 (店名)	本店 支店	支店コード (店番)							
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)							
口座名義人 カタカナ									

備考

- 1 口座は、法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。
- 2 ゆうちょ銀行の場合は、振込用の「店名・店番・口座番号」を記入してください。
- 3 預金通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の写し）又はキャッシュカードの写しを添付してください（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人名・フリガナが確認できるもの）。

様式第15号（第21条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 所在地又は住所
法人名又は団体名
代表者 職氏名

印

石巻市インバウンド対応力強化支援補助事業状況報告書

年度において実施した石巻市6次産業化・地産地消推進助成事業の成果について、石巻市インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第21条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 石巻市インバウンド対応力強化支援事業
- 2 事業の実施状況
- 3 事業の成果